

### 全市民へ3千円分の商品券を配布します

物価高騰による影響を受けた市民の皆さんの負担を軽減するため、物価高騰支援生活応援商品券を配布します。

- **対象者** 基準日(令和6年2月1日)において、市の住民基本台帳に登録されている人
- **配布時期および方法** 2月下旬から、各世帯に郵送します。※不在の場合は、郵便局より不在連絡票が交付されます。
- **使用期限** 5月31日(金)
- **配布する商品券の金額** 一人当たり3千円(1シート)
- **使用可能店舗** 商品券の配布に併せて、使用可能な店舗の一覧を同封します。また、参加店舗は市および栗原南部商工会の公式ウェブサイトに掲載予定です。
- **使用方法** 市内の参加店舗で商品券を提出して、飲食や買い物、サービスに使用できます。
- **額面に満たない金額で使用される場合、おつりは支払われません。**

### 栗原南部商工会ウェブサイト

https://www.kurihara-miyagi-fsc.or.jp/

栗原ブロック商工会連絡協議会事務局 栗原南部商工会  
☎(22)12220  
☎(24)9559



### 令和6年度固定資産税の評価替え

固定資産税の評価は、3年ごとに評価替え(見直し)を行っています。

#### 土地評価について

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、地目(宅地・田・雑種地など)ごとに評価します。

なお、固定資産税の評価は、登記簿の地目に関わらず、その年の1月1日現在の土地の現況地目によります。

#### 家屋評価について

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準とする方法によって評価します。

#### 家屋評価について

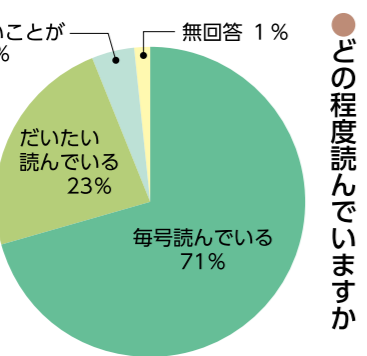
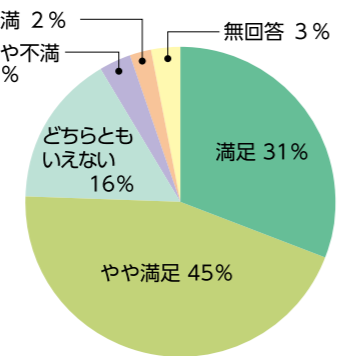
再建築価格に経年減点補正率を乗じた金額を評価額とします。

#### 再建築価格

評価の対象となる家屋と同一のもの

### 広報くりはら読者アンケート

令和5年度広報くりはら読者アンケートに、287人の皆さんから回答をいただきました。誠にありがとうございます。アンケート結果の一部を、次のお知らせします。



今後、頂いた意見を参考に、より良い広報紙になるよう、紙面づくりをしていきます。

を、評価時点においてその場所に新築するとした場合に必要となる建築費用

● **経年減点補正率** 家屋建築後の年数経過によって生じる、消耗の状況による減価などを表したものを

● **主な見直し点** 平成20年岩手・宮城内陸地震および東日本大震災の被災により適用していた、損耗減点補正の見直しを行います。

● **家屋を取り壊したら届出** 家屋の固定資産税は、毎年1月1日を基準日として、家屋を所有している人に課税されます。

● **家屋の全部または、一部を取り壊した場合は、届け出が必要です。** 必ず取り壊した年の年末までに、税務課または、各総合支所市民サービス課に備え付けの家屋滅失届書に必要事項を記入の上、提出してください。

※詳しくは、問い合わせください。

### 軽自動車税(種別割)の納期変更

令和6年度から軽自動車税(種別割)の納期を変更し、併せて減免申請期限も変更します。

### 総務部税務課

☎(22)1121

す。期限内に忘れずに納付してください。

令和5年度に減免となっている人には、4月中に案内通知を発送しますので、通知に従って申請を行ってください。

また、新規に申請する人は、納税通知書が届き次第、手続きをしてください。

● **軽自動車税(種別割)の納期** 5月1日(水)～31日(金) ※納税通知書は5月上旬に発送 ※口座振替日は5月31日(金)

● **減免申請期限** 5月24日(金)

● **総務部税務課** ☎(22)1121

### 令和6年度能登半島地震災害義援金

石川県能登地方を震源とする大規模地震により、被災・避難された人を支援するため、義援金募金箱を設置しています。

皆さまの温かいご支援を、お願いします。

● **義援金募金箱設置場所**  
☐ 市民生活部介護福祉課  
☐ 各総合支所市民サービス課



● **栗原文化会館**  
☐ 市立図書館  
☐ 若柳ドリーム・パル

● **受付期限** 12月27日(金)

● **市民生活部社会福祉課** ☎(22)1340

### オンラインで転出届が提出できます

スマートフォンなどからマイナンバーを使用し、オンラインで転出届の提出ができます。

利用できる人は、電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人で、国内で引っ越しをする人です。

● **デジタル庁ウェブサイト** [https://www.digital.go.jp/policies/moving\\_onestop\\_service/](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/)

● **市民生活部市民課** ☎(22)3211

